

堺市監査委員公表第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和6年8月1日～令和6年12月23日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(1) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 再委託に係る届出 水道メーター検針・料金収納等業務について、契約書では、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)をしてはならないとされている。ただし、業務の一部について、相当の理由があつて再委託する場合は、受注者は、あらかじめ市と協議し、同意を得た上で、書面をもって市に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかし、受注者は、水道メーター検針業務において、令和6年10月時点で約80人の個人に再委託を行っていたが、市は届出を受けていなかった。</p>	<p>当該委託業務のうち、水道メーター検針業務及び開閉栓業務の一部について市に届け出ることなく約80人の個人に再委託していることを確認したため、令和6年10月28日に受注者に対して契約違反を早急に是正するよう指示しました。</p> <p>当該指示に対して、受注者から10月29日に再委託の申請が書面であり、翌30日付けで再委託を書面で承諾しました。また、承諾後に提出が必要となる書類についても、翌31日には提出を受け、当該事務について必要な是正を行いました。</p> <p>なお、受注者への事実確認中に、受注者から令和7年4月1日付けで当該再委託を行</p>	<p>サービス推進部 事業サービス課</p>

<p>[受注者の履行体制に対する管理や指導について（意見）]</p> <p>前記アの再委託に係る指摘に関連して、次のような問題が見受けられた。</p> <p>令和5年度以降、検針業務において受注者による粗雑履行事案が複数回発生しており、上下水道局は、これら粗雑履行に係る検針従事者は受注者と雇用契約がある前提で、受注者を指導し、一部の事案については、令和6年1月に業務改善報告書も提出させていた。</p> <p>また、上下水道局は、受注者が募集する求人情報に「水道メーター検針業務の業務委託」と掲載されていたため、令和6年1月及び9月に、受注者に対し当該求人情報サイトの掲載内容を示した上で、本市の検針従事者が再委託に該当するか確認を行ったとのことである。この時、受注者から「再委託には該当しない」と口頭説明を受けたのみで、雇用契約書等の書面による確認を行っていなかった。</p> <p>しかし、今回の監査において、書面をもって確認したところ、受注者と検針従事者の契約形態は、直接雇用ではなく、業務委託契約であったことが判明した。</p> <p>契約違反が懸念される事案に</p>	<p>っている個人との契約形態を現在の委託契約から雇用契約に見直す旨の申出がありました。</p> <p>当該委託業務で不適切な事案が複数発生している状況においては、受注者による検針従事者の業務管理に対して、より高い問題認識をもって、管理や指導を行うべきでした。</p> <p>当該状況の下において、今回の受注者への事実確認は、口頭による確認ではなく、書面による確認を行う必要があったと考えます。</p> <p>御指摘や御意見を受け、今後、重大事案等については、基本的に書面での確認とした上で、上下水道事業管理者までの迅速な報告及び対応に関する意思決定を徹底することにより、局組織のガバナンスを強化します。</p> <p>また、市と受注者が組織的に協議するための場として、「パートナーシップミーティング」(4半期に1回開催予定)を令和6年9月に設置しました。市からは上下水道局次長、受注者からは当該契約の代表者が出席し、市と受注者の連携強化により、双方のガバナンスを強化します。</p> <p>今後は、上記取組を継続し、</p>	<p>サービス推進部 事業サービス課</p>
--	---	----------------------------

<p>においては、疑義発生の初期段階より、上下水道局内での情報共有並びに契約部門等との緊密な連携をした上で、必要な法令知識に基づいて、受注者への的確な事情聴取や、文書による客観的な調査を実施すべきである。本件の対応は、多額かつ契約期間が5年にも及ぶ業務委託契約の発注者として、不適切であったと言わざるを得ない。</p> <p>上下水道局においては、判明した事実を受け、今後は、検針従事者の契約形態に応じた委託管理や指導を行う必要がある。</p> <p>イ 再委託に係る提出書類</p> <p>泉北水再生センター施設維持管理業務について、契約書では、受注者は業務の一部を再委託する場合、再委託先、再委託する部分、再委託する理由及びその他発注者が必要とする事項について、書面による届出をしなければならないとされている。上下水道局が参考様式として作成している一部再委託届出書では、その他発注者が必要とする事項として、再委託予定金額を記載項目に設けている。</p> <p>しかし、受注者から提出を受けていた一部再委託届出書は、上記参考様式を使用していなかったこともあり、再委託予定金額が記載されていないものがあった。</p>	<p>浸透を図ることにより、検針従事者の契約形態に応じた委託管理や指導を適切に行い、本委託業務の適正な履行を確保します。</p> <p>当該一部再委託届出書については、受注者から提出された際に、再委託先、再委託する内容、再委託する理由は確認していましたが、受注者による再委託予定金額の記載が漏れており、市においても再委託予定金額の確認が漏れていたため、直ちに事業者ごとの再委託予定金額を確認し、令和6年10月8日付けで一部再委託届出書を再提出させました。</p> <p>今後、同様の不備が発生しないよう、局内で共有されている最新の一部再委託届出書を泉北水再生センター施設維持管理業務（次の御意見で取り上げられている石津水再生センター施設維持管理業務も同様）における指定の様式（以</p>	<p>下水道施設部 三寶水再生センター</p>
--	---	-----------------------------

<p>[再委託に係る提出書類の記載内容について（意見）]</p> <p>前記イに関連して、石津水再生センター施設維持管理業務についても、契約書の再委託に係る規定は同様である。また、上下水道局が作成している一部再委託届出書の参考様式では、その他発注者が必要とする事項として、再委託予定金額のほかにも、再委託の条件として、再委託の相手方がさらに再委託を行うこと（以下「再々委託」という。）を禁止する条件を付す旨を記載項目に設けている。</p> <p>しかし、泉北水再生センター施設維持管理業務及び石津水再生センター施設維持管理業務において、受注者から提出を受けていた令和6年度分の一部再委託届出書を確認したところ、以下のものがあった。</p> <p>(ア) 全ての一部再委託届出書において、再々委託を禁止する条件を付す旨が記載されてい</p>	<p>下「指定の様式」という。）と決めました。さらに、指定の様式に記入漏れ、誤記載がないかなど、再委託する業務全般を網羅的に確認できるようチェックシートを作成し、確認が漏れることなく、一元管理できるよう業務マニュアルに定め、課内で認識を共通化した上で、令和6年11月から運用を開始しました。</p> <p>御意見を受け、(ア)については、令和6年10月分から、再々委託を禁止する条件を付して契約する旨が記載された一部再委託届出書の提出を受注者から受けました。また、指定の様式を使用することで、再々委託を禁止する条件を付して契約する旨を受注者から書面で届出させるよう業務マニュアルに定め、令和6年11月から運用を開始しました。</p> <p>(イ)については、指定の様式及び再委託業務に係るチェックシートを活用することにより、再委託先ごとの予定金額の確認を含め、再委託する業務全般を網羅的に確認できるよう業務マニュアルに定め、令和6年11月から運用を開始しました。</p>	<p>下水道施設部 三宝水再生センター</p>
---	---	------------------------------

かった。

(イ) 泉北水再生センター施設維持管理業務の一部再委託届出書のうち、再委託先が複数ある業務においては、再委託先へ支払う予定金額の合計のみが記載されており、それぞれの再委託先へ支払う予定金額は記載されていなかった。

(ア)については、再々委託は禁止である旨を記載した文書を受注者に渡して口頭でも説明しているほか、再々委託はしないということを確認したとのことであった。しかし、受注者と再委託先の契約内容は市からは把握が難しいため、再々委託を禁止する条件を付して契約する旨を受注者から書面で届出させるようにされたい。

(イ)については、再委託先へ支払う予定金額の合計が記載されていれば、委託業務の大部分が再委託されないかどうか確認できるため十分であると判断していたとのことであった。しかし、低価格で再委託されることにより、業務の質が低下するおそれがないか等も発注者として確認すべきことであるため、再委託先ごとの予定金額を記載させるようにされたい。

(2)

固定資産について
固定資産に係る事務について、以

<p>下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 固定資産の適正な管理</p> <p>堺市上下水道局会計規程において、固定資産はシール貼付等の方法により管理しなければならないとされているが、防音型小型高圧洗浄機について、固定資産を管理する番号を記載したシールの貼付等がなく、固定資産番号が確認できる状態になかった。</p>	<p>当該固定資産については、現況調査の際にシールの確認を怠ったため、固定資産番号シールが剥がれた状態となっていたことを認識できなかったものです。御指摘後、速やかに当該固定資産に対して固定資産番号シールを貼りました。</p> <p>固定資産番号シールの貼付確認も含め、固定資産の現況調査における確認手順等を定めた実施要領を新たに作成し、令和7年1月22日付けで、局内に周知しました。これにより再発防止を徹底します。</p>	<p>サービス推進部 事業サポート課</p>
<p>イ 使用済水量水器の保管方法</p> <p>取替え及び撤去された量水器のうち、再利用せずに売却する予定としていたものの一部が、通常施錠されている資材倉庫ではなく、庁舎の地下にある公用車専用駐車場に保管されていた。当該駐車場は、防犯カメラは設置されているものの、画角に収まっていない量水器もあり、また、日中は施錠されておらず、出入りが可能な状態であった。その状況で、保管されていた量水器の一部について、売却可能な価値のあるものであるにもかかわらず、包装等がされておらず、容易に持ち出しが可能な状</p>	<p>今回、当該駐車場に保管せざるを得なくなった要因は、令和5年度に発生した水道メーター取替え等業務における契約不履行に関する業務への対応を優先させた結果、令和6年3月に予定していた売払いの準備作業に遅れが生じたためです。</p> <p>令和5年度内の売払いができなかったことから、令和6年4月以降の早い時期に資材倉庫に保管できなくなることが想定されました。</p> <p>このため、出入口に一般車</p>	<p>サービス推進部 給排水設備課</p>

<p>態であった。</p>	<p>両進入禁止の標識が設置され、普段一般の来庁者は出入りせず、防犯カメラや時間外のシャッター閉鎖により一定のセキュリティ機能を有すると判断した当該駐車場で暫定的に保管することとしました。当該駐車場で保管が常態化しているものではありません。</p> <p>売払いの予定であった量水器は、令和6年9月19日、20日に相手方へ引き渡しを行い、当該駐車場に保管されていた状態を解消しました。</p> <p>今後の再発防止策として、まず売払いに遅滞が発生することのないよう業務管理を徹底します。仮に資材倉庫での保管が困難な状況が見込まれる場合には、速やかに上席に報告の上、施錠可能な倉庫等に保管し、適正な管理を行います。</p>	
<p>5 その他 不用となった公印の廃棄について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[不用となった公印の廃棄について（意見）]</p> <p>平成19年以降に不用となり、堺市上下水道局公印規程に定められている保存期間（3年）を経過した公印が24個、金庫内に保管されていた。</p> <p>不用となった公印を、保存期間</p>	<p>御指摘を受け、金庫内に現に保管されていた不用公印と当該公印に係る廃印台帳とを改めて突合の上、保存期間を経過した公印については、印面を削る方法により、令和6</p>	<p>サービス推進部 事業サポート課</p>

<p>を過ぎても長期間保管し続けることは、紛失や誤用等のリスクが高くなるため、速やかに廃棄するなど、適切に管理されたい。</p>	<p>年 10 月 10 日付けで廃棄しました。</p> <p>今後、不用公印については、保存期間の経過日を含め管理し、当該期間の経過後は速やかに廃棄します。</p>	
--	---	--